

# ○熊本県警察の表彰等に関する訓令

平成11年6月29日

本部訓令甲第14号

熊本県警察の表彰に関する訓令(平成3年熊本県警察本部訓令甲第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、熊本県警察における表彰等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(警察本部長表彰の種類)

第2条 熊本県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が授与する表彰は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 感謝状

(警察功績章)

第3条 警察功績章は、熊本県警察職員(以下「職員」という。)として勤務成績が優秀で特に顕著な功労があると認められる者に対して授与する。

(賞詞)

第4条 賞詞は、次に掲げる事項について、職員として多大な功労があると認められる者に対して授与する。

- (1) 犯罪の予防
- (2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- (3) 人命救助又は身体及び財産の保護
- (4) 水害、火災その他の災害又は異変における警戒、防護若しくは救護
- (5) 警察上重要な事務の処理又は職務の執行
- (6) 優秀な勤務成績、研修成績及び術科成績
- (7) 永年勤続による累積事案
- (8) 前7号に掲げるもののほか、表彰することを適当と認める事案

(賞状)

第5条 賞状は、重要犯罪の検挙その他警察責務の遂行に当たり、組織を挙げて顕著な業績があると認められる熊本県警察の部署(以下「部署」という。)に対して授与する。

(賞誉)

第6条 賞誉は、第4条各号に掲げる事項について、職員として功労があると認められる者又は業績が優良と認められる部署に対して授与する。

(感謝状)

第7条 感謝状は、警察部外の者、機関、団体等（以下「部外者等」という。）で次に掲げる事項について顕著な功労があると認められるものに対して授与する。

- (1) 犯罪の予防
- (2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- (3) 人命救助又は身体及び財産の保護
- (4) 水害、火災その他の災害又は異変における警戒、防護若しくは救護
- (5) 前4号に掲げるもののほか、表彰することが適当と認める事案

(警察本部長表彰の上申)

第8条 熊本県警察本部(以下「警察本部」という。)の部長、課長、科学捜査研究所長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長、熊本市警察部の部長及び庶務課長、警察学校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)は、第3条から第7条までのいずれかに該当すると思料する事案があるときは、速やかに監察課長を経由して警察本部長に上申をしなければならない。この場合において、監察課長は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

(長官表彰等の上申)

第9条 所属長は、功労若しくは業績が特に顕著で警察庁長官表彰(以下「長官表彰」という。)又は九州管区警察局長表彰(以下「管区局長表彰」という。)に該当すると思料する事案があるときは、氏名又は部署及び功労又は業績の具体的内容を速やかに書面により警察本部長に報告しなければならない。

2 警察本部長は、前項の事案の報告があった場合は、当該事案を審査し、長官表彰又は管区局長表彰に該当すると認めるときは、警察庁長官又は九州管区警察局長に上申するものとする。

(死亡又は退職時における表彰)

第10条 表彰を受ける者が、表彰前に死亡し、又は退職したときは、死亡又は退職の日に表彰を行うものとする。

(表彰の制限)

第11条 表彰を受ける職員、部署及び部外者等について、懲戒処分を受ける等表彰することが不適当と認められる事情が生じたときは、表彰を行わないことができる。

2 表彰を受けた職員、部署又は部外者等について、前項の事情が生じたときは、警察本部長は、必要と認められる範囲内において、表彰を取り消すことができる。

3 前項の規定により表彰が取り消された職員又は部署の長は、当該表彰に係る表彰状及び副賞を返還しなければならない。

(表彰の方法)

第12条 警察功績章は、正章及び略章並びに表彰状を授与して行うものとする。

2 賞詞、賞状、賞誉及び感謝状は、表彰状を授与して行うものとする。

(表彰の副賞)

第13条 表彰には、賞金その他の副賞を付与することができる。

(表彰台帳)

第14条 監察課長は、表彰（部外者等によるものを除く。）が行われたときは、警察功績章、賞詞、賞状及び賞誉にあつては表彰台帳（別記様式第1号）に、感謝状にあつては部外者等表彰台帳（別記様式第2号）にその内容を記録しなければならない。

2 監察課長は、第11条第2項の規定により表彰が取り消されたときは、当該表彰に係る前項の記録を抹消するものとする。

3 第1項の表彰台帳は、表彰の種類ごとに備え付けるものとする。

(賞揚)

第15条 所属長は、所掌事務について功労又は業績があり、賞揚の必要があると認めるときは、職員及び部署に対して内賞を、部外者等に対して感謝状を授与することができる。

2 所属長は、部外者等を賞揚するときは、事前に部外者等表彰報告書（別記様式第3号）により、監察課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

3 第11条、第12条第2項、第13条及び前条（第3項を除く。）の規定は、所属長が賞揚を行う場合について準用する。この場合において、第11条第2項中「警察本部長」とあり、及び前条中「監察課長」とあるのは「所属長」と、同条第1項中「が行われた」とあるのは「を行った」と、「警察功績章、賞詞、賞状及び賞誉」とあるのは「内賞」と、同条第2項中「が取り消された」とあるのは「を取り消した」と読み替えるものとする。

(部外者等からの表彰)

第16条 所属長は、所属又は所属の職員がその職務に関連して部外者等から表彰を受ける場合は、事前に部外者等表彰受賞報告書（別記様式第4号）により、監察課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

(細則)

第17条 この訓令の実施のために必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成11年7月5日から施行する。

(熊本県警察の事務の合理化に関する訓令の一部改正)

2 熊本県警察の事務の合理化に関する訓令(昭和39年熊本県警察本部訓令甲第23号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成13年3月14日本部訓令甲第5号)

この訓令は、平成13年3月23日から施行する。

附 則(平成14年3月15日本部訓令第2号)

この訓令〔中略〕は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日本部訓令第4号)

この訓令は、平成20年3月31日から施行する。

附 則(平成21年3月13日本部訓令第3号)

この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則(平成24年3月12日本部訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月14日本部訓令第13号)

この訓令は、平成28年10月14日から施行する。

附 則(平成30年3月8日本部訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月4日本部訓令第16号)

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

※ 別記様式 (略)